地域公共交通計画の策定について

◆地域公共交通計画とは

・「地域にとって望ましい地域旅客運送の姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

・計画に位置付けた地域の取組みが推進されることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な公共交通網の形成を図ることを目的としております。

・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律法第５条第１項」の規定に基づく計画です。

◆策定の背景

・これまで平成22年度に策定した「松田町地域公共交通総合連携計画」に基づき実施した、平成23年度から平成24年度の２カ年にわたるデマンドバスの実証運行とその結果等を踏まえ、交通事業者への運行補助や定期券の購入補助などの交通施策に継続的に取り組み、公共交通サービスの維持・向上に努めてまいりました。

・コロナ禍の影響も相まって、公共交通事業者の経営状況はさらに厳しさを増し、減便等が続く状況となっております。

・令和２年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、「すべての地方公共団体において計画の策定を努力義務とする。」ことが示されました。

⇒このような状況の中、地域公共交通を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、松田町にとって望ましい持続可能な移動手段の確保やそれらに付随する地域課題の解決に資する為、地域公共交通計画を策定することとしました。

◆松田町第６次総合計画における公共交通の位置づけ

基本目標として、「路線バス運行体制の維持や交通弱者等への対策と同時に、新たな交通手段の環境を調査・分析・実行し、公共交通サービスの向上に取り組む」こととしております。

地域公共交通計画を策定し、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても盛り込むことで、持続可能な公共交通網の形成が図られると考えております。

（裏面に続く）

◆新モビリティサービス事業計画との違い

　・新モビリティサービス事業計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律法第３６条の２第１項」に規定される計画であり、新モビリティサービス事業の実施に係る内容（実施区域や目標、内容、実施時予定時期など）を記載しております。

　　策定した事業計画については、国土交通大臣の認定を受けることで、交通事業者の運賃や料金に関する届け出手続きが簡素化されます。

　・一方、地域公共交通計画は、「この地域全体ではこのような考え方で持続可能な地域旅客サービスを提供します。」という宣言文となります。

◆新モビリティサービス事業計画との関連

　・地域公共交通計画と内容が連動していることが望ましいとされているため、内容の整合を図るとともに、町の交通体系に新モビリティサービスをどのように組み込めば、「地域にとって望ましい公共交通網」を形成できるかについて、協議してまいります。

松田町地域公共交通計画の策定スケジュール（案）

本計画につきましては、令和４年度と令和５年度の２カ年で策定する予定です。現時点での策定スケジュールは以下のとおりですが、進捗状況等を踏まえ適宜見直しを行います。

※詳細なスケジュールにつきまして、計画策定支援業務の委託業者と協議し、令和４年度第１回会議にてお知らせします。

令和４年度

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和４年 | | | | | | | | | 令和５年 | | |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 実施事項 | ●プロポーザルによる業者決定 |  | ●契約締結→事業着手  ※国庫補助金交付決定後 | ●計画策定に向けた今後の進め方などについて協議 |  | ●町の交通をとりまく現状や課題の把握・整理  ●交通事業者などへのヒアリング  ●アンケート調査項目の検討 | ●交通に関する現状・課題の報告  ●アンケート項目について協議 |  |  | ●アンケート調査の実施・分析  ●地域公共交通のあり方の検討  　※将来像・基本方針・目標の設定　など | ●アンケート調査の結果報告  ●地域公共交通のあり方について協議 |  |
| 会議開催 |  |  |  | ● |  |  | ● |  |  |  |  | ● |

松田町地域公共交通計画の策定スケジュール（案）

令和５年度

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和５年 | | | | | | | | | 令和６年 | | |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 実施事項 |  |  | ●契約締結→事業着手  ※国庫補助金交付決定後 |  | ●計画策定に向けた今後の進め方などについて協議 |  | ●地域にとって望ましい地域旅客運送の姿を実現するために必要となる事業の検討　など  ●計画素案の取りまとめ | ●計画素案に係る審議 |  | ●計画素案に対するパブリックコメント実施  ●意見に対する修正 | ●計画（案）の審議 | ●松田町地域公共交通計画  策定・公表 |
| 会議開催 |  |  |  | ● |  |  |  | ● |  |  | ● |  |